

# 津市子育て支援ショートステイ事業実施要綱

平成18年1月1日訓第98号

改正 平成26年10月31日訓第85号

平成27年2月24日訓第7号

平成29年1月23日訓第2号

令和2年3月31日訓第30号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、社会的な事由により家庭において養育することが一時的に困難となった児童に係る子育てを支援すること等により、児童及びその家庭の福祉の向上を図るため、児童又は母子（以下「児童等」という。）を児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設（以下「児童養護施設等」という。）において一時的に養育し、又は保護すること（以下「ショートステイ」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (対象者)

第2条 ショートステイの対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる本市の区域内に住所を有する児童等で、ショートステイの実施について、市長が必要と認めるものとする。

- (1) 保護者の疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事への参加、育児疲れ、育児不安等により、児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童
- (2) 夫の暴力等により緊急一時的に保護を必要とする母子

## (実施)

第3条 ショートステイの実施については、市長が適当と認める児童養護施設等（以下「実施施設」という。）に委託して行うものとする。

2 前項に規定する委託に要する費用は、別表に定める基準額を基準として算定するものとする。

## (期間)

第4条 ショートステイを利用することができる期間は、原則として7日以内とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、必要最小限の範囲で当該期間を延長することができる。

(申請)

第5条 ショートステイを利用しようとする対象者又はその保護者(以下「申請者」という。)は、子育て支援ショートステイ利用申請書(第1号様式の1又は第1号様式の2。以下「申請書」という。)に市長が必要と認める書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに利用の要件、世帯の状況、利用しようとする期間及び実施施設の収容能力を調査し、利用を承諾したときは子育て支援ショートステイ利用承諾通知書(第2号様式)により、申請を不承諾としたときは子育て支援ショートステイ利用申請不承諾通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ショートステイの利用の申請を不承諾とすることができる。

- (1) 実施施設に収容能力がないとき。
- (2) 児童等が感染性の疾病を有するとき。
- (3) 児童等が他の児童等に著しい迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (4) その他市長がショートステイを利用させることが適切でないとき。

3 市長は、ショートステイの利用の決定をしたときは、子育て支援ショートステイ実施依頼書(第4号様式)によりその旨を実施施設の長に通知するものとする。

(緊急時の取扱い)

第7条 市長は、緊急を要すると認めるときは、前2条の規定にかかわらず、必要な事項を聴取した上で、口頭による申込みによりショートステイを利用させることができる。この場合において、ショートステイを利用した者又はその保護者は、事後において速やかに申請書を提出しなければならない。

(利用決定の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ショートステイの利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手続によりショートステイの利用の決定を受けたとき。
- (2) 児童等が他の児童等に著しい迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) その他市長がショートステイを利用させることが適切でないとき。

き。

2 市長は、前項の規定によりショートステイの利用の決定を取り消したときは、子育て支援ショートステイ利用取消通知書（第5号様式）によりショートステイの利用者（以下「利用者」という。）に、子育て支援ショートステイ利用取消通知書（第6号様式）により実施施設の長にそれぞれ通知するものとする。

（入所）

第9条 第6条第1項の規定により、ショートステイの利用を決定された者は、指定された日に実施施設に児童を入所させ、又は入所するものとする。

（報告）

第10条 実施施設の長は、ショートステイの利用が終了したときは、その旨を市長に報告しなければならない。

（ショートステイ実施上の留意事項）

第11条 市長は、ショートステイの実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するとともに、住民への周知を図る等、円滑かつ効果的な運営に努めるものとする。

- (1) 利用の手続については、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。
- (2) ショートステイの利用の申請に的確かつ迅速に対応するため、あらかじめショートステイの利用を希望する者を把握するとともに、実施施設の受入体制等の実態を把握すること。
- (3) 他の関連サービスとの十分な調整を行うとともに、児童相談所、女性相談所、民生委員・児童委員等の関係機関等と十分な連携を図ること。

（利用料）

第12条 市長は、利用者又はその保護者からショートステイを実施するために必要な経費の一部として、子育て支援ショートステイ利用料（以下「利用料」という。）を徴収するものとする。

2 前項の規定により徴収する利用料の額は、別表のとおりとする。

（利用料の納付）

第13条 市長は、第10条の規定による利用が終了した旨の報告があったときは、利用料の納入について利用者又はその保護者に通知するものとする。

2 利用者又はその保護者は、前項の規定による通知を受けたときは、市長の指定する期日までに利用料を納付しなければならない。

( 委任 )

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この訓は、平成 1 8 年 1 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この訓の施行前に合併前の津市子育て支援ショートステイ事業実施要綱（平成 1 2 年津市訓第 5 号）、久居市子育て支援ショートステイ事業実施要綱（平成 6 年 1 0 月 1 日施行）、河芸町子育て支援ショートステイ事業実施要綱（平成 7 年河芸町要綱第 1 号）又は安濃町子育て支援ショートステイ実施要綱（平成 7 年 3 月 1 日施行）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 2 6 年 1 0 月 3 1 日訓第 8 5 号）

この訓は、平成 2 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 7 年 2 月 2 4 日訓第 7 号）

この訓は、平成 2 7 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 9 年 1 月 2 3 日訓第 2 号）

この訓は、平成 2 9 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 3 1 日訓第 3 0 号）

1 この訓は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の津市子育て支援ショートステイ事業実施要綱の規定は、この訓の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用を開始するショートステイについて適用し、施行日前に利用を開始したショートステイについては、なお従前の例による。

別表（第3条、第12条関係）

利用世帯区分		児童年齢等区分	基準額 (日額)	利用料の額 (日額)
生活保護世帯		2歳未満児	10,700円	0円
		2歳以上児	5,500円	0円
		緊急一時保護の 母親	1,500円	0円
市町村民 税非課税 世帯	一人親世帯	2歳未満児	10,700円	0円
		2歳以上児	5,500円	0円
		緊急一時保護の 母親	1,500円	0円
	その他の世帯	2歳未満児	10,700円	1,100円
		2歳以上児	5,500円	1,000円
		緊急一時保護の 母親	1,500円	300円
その他の 世帯	一人親世帯及び 養育者世帯	2歳未満児	10,700円	1,100円
		2歳以上児	5,500円	1,000円
		緊急一時保護の 母親	1,500円	300円
	その他の世帯	2歳未満児	10,700円	5,350円
		2歳以上児	5,500円	2,750円
		緊急一時保護の 母親	1,500円	750円

備考

児童が小学生以上である場合又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項各号の小学校就学前子どもに該当する児童である場合において、当該児童に付き添い、保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校へ実施施設が送迎を実施したときは、当該児童1人当たり1日につき1,860円を基準額に加算するものとする。

第1号様式の1（第5条、第7条関係）

子育て支援ショートステイ利用申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）  
 住 所  
 申請者 氏 名 ⑩  
 電 話

子育て支援ショートステイを利用したいので、次のとおり申請します。

対象児童について	ふりがな氏名		生年月日	年 月 日 ( 歳 )	性別 男・女	
	住 所	〒				
	申請時の健康状態 ・病気に かかっている ・病気に かかっていない （病名 医療機関名 ） 身体障害（ ） 身体障害者手帳 有・無 療育手帳 有・無 その他心配なところ（ ）					
世帯の状況	氏 名	続柄	生年月日	年齢	勤務先又は職業	電 話
一時的に養育できない理由 疾病 出産 看護 事故 災害 冠婚葬祭 失踪 転勤 出張 学校等の公的行事への参加 育児疲れ 育児不安 その他 具体的理由：						
利用しようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで				
希望する施設名						
備考						

第1号様式の2（第5条、第7条関係）

子育て支援ショートステイ利用申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

印

電 話

子育て支援ショートステイを利用したいので次のとおり申請します。

母親について	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日 ( 歳)
	住 所	〒		
	申請時の健康状態 (病名	・病気にかかっている 医療機関名		・病気にかかっていない
児童について	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日 ( 歳) 性 別 男・女
	申請時の健康状態 (病名	・病気にかかっている 医療機関名		・病気にかかっていない
	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日 ( 歳) 性 別 男・女
	申請時の健康状態 (病名	・病気にかかっている 医療機関名		・病気にかかっていない
その他	身体障害( ) 身体障害者手帳 有・無 療育手帳 有・無 その他心配なところ( )			
制度を利用する理由 母子が夫の暴力等により緊急一時的に保護を必要とする その他 具体的理由				
利用しようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで		
希望する施設名				
備考				

第2号様式（第6条関係）

子育て支援ショートステイ利用承諾通知書

（記号番号）

年 月 日

（氏名）様

津市長（氏名）

津市子育て支援ショートステイ事業実施要綱第6条第1項の規定により、年  
月 日付けで申請のあった子育て支援ショートステイの利用については、次のとおり  
利用を承諾したので通知します。

1 利用者（児童）氏名

2 利用者（母）氏名

3 住 所

4 利 用 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

5 入 所 施 設 名

6 利 用 料 1日につき 円



第3号様式（第6条関係）

子育て支援ショートステイ利用申請不承諾通知書

（記号番号）

年 月 日

（氏名）様

津市長（氏名）

津市子育て支援ショートステイ事業実施要綱第6条の規定により、年 月  
日付けで申請のあった子育て支援ショートステイの利用については、次のとおり申請  
を不承諾としたので通知します。

- 1 利用者（児童）氏名
- 2 利用者（母）氏名
- 3 住 所
- 4 不承諾の理由

第4号様式（第6条関係）

子育て支援ショートステイ実施依頼書

（記号番号）

年 月 日

（実施施設の長）様

津市長（氏名）

次の者について、子育て支援ショートステイの実施を依頼します。

- 1 利用者（児<sup>ふりがな</sup>童）氏名 性別（男・女）  
生 年 月 日 年 月 日（ 歳）
- 2 利用者（母<sup>ふりがな</sup>）氏名  
生 年 月 日 年 月 日（ 歳）
- 3 住 所
- 4 利 用 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 利 用 料 1日につき 円
- 6 津 市 支 弁 額 1日につき 円
- 7 一時的に養育できない理由

第5号様式（第8条関係）

子育て支援ショートステイ利用取消通知書

（記号番号）

年 月 日

（氏名）様

津市長（氏名）

津市子育て支援ショートステイ事業実施要綱第8条の規定により、年 月  
日付けで利用の承諾をした子育て支援ショートステイの利用を取り消しましたので通  
知します。

1 利用者（児童）氏名

2 利用者（母）氏名

3 住 所

4 取 消 年 月 日

年 月 日

5 取 消 し の 理 由

第6号様式（第8条関係）

子育て支援ショートステイ利用取消通知書

（記号番号）

年 月 日

（実施施設の長）様

津市長（氏名）

次の者について、子育て支援ショートステイの利用を取り消しましたので通知します。

- 1 利用者（児<sup>ふりがな</sup>童）氏名 性別（男・女）  
生 年 月 日 年 月 日（ 歳）
- 2 利用者（母<sup>ふりがな</sup>）氏名  
生 年 月 日 年 月 日（ 歳）
- 3 住 所
- 4 取 消 年 月 日 年 月 日
- 5 取 消 し の 理 由